

グレースコンシェルヂ代

(介護予防) 特定施設入居者生活介護事業所運営規定

(目的)

第1条 この規程は、「株式会社アイ・エム・シーライフステージ」(以下、事業者)が設置運営する(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所グレースコンシェルヂ代(以下、事業所)の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 事業者が設置する事業所において実施する(介護予防)特定施設入居者生活介護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員、計画作成担当者その他の従業者(以下「従業者」)が、要介護または要支援状態の利用者に対し、適切な(介護予防)特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 (介護予防)特定施設入居者生活介護の提供にあたって、要介護または要支援状態の利用者に対し、入浴排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように必要な援助を行う。

2 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行うものとし、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

3 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、事業所の所在する市町村、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称はグレースコンシェルヂ代とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

① 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

2 従業者

(1) 生活相談員 1名 (常勤兼務1名 (管理者と兼務))

生活相談員は、利用者の生活相談、関係機関との調整等を行う。

(2) 看護職員 3名 (常勤兼務1名、非常勤兼務2名 (機能訓練指導員と兼務))

看護職員は、利用者の健康状態の把握及び必要な看護を行う。

(3) 介護職員 15名 (常勤専従5名、非常勤専従10名)

介護職員は、利用者の日常生活上の介護を行う。

(4) 機能訓練指導員 3名 (常勤兼務1名、非常勤兼務2名、看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、利用者に対する機能訓練及びそれに伴う介護職員への指導を行う。

(5) 計画作成担当者 1名 (非常勤専従)

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成し、また事業所と連携する他のサービス事業者や医療機関等との連絡及び調整を行う。

(居室数)

第6条 事業所の居室数は次のとおりとする。

(1) 居室数 32室 (同居は利用者の処遇上必要な場合に3親等以内の親族1名に限り可)

(特定施設入居者生活介護等の内容)

第7条 特定施設入居者生活介護等の内容は次のとおりとする。

① 入浴、排せつ、食事、着替え等の介助

② 日常生活上の世話

③ 日常生活の中での機能訓練

④ 健康チェック

⑤ 相談・援助等

(介護計画の作成)

第8条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護等の提供開始に際し、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内

容並びに提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画を個別に作成する。

- 2 特定施設サービス計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 3 特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付する。
- 4 特定施設サービス計画の作成後においても、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行う。

(利用料等)

第9条 事業所が提供する（介護予防）特定施設入居者生活介護等の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食費 2,000円（日額）
- (2) 月額家賃 118,000円（16室） 128,000円（8室） 130,000円（4室） 135,000円（4室）
- (3) 共益費 20,000円（月額）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、（介護予防）特定施設入居者生活介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

3 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4 （介護予防）特定施設入居者生活介護等の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。

6 法定代理受領サービスに該当しない（介護予防）特定施設入居者生活介護等に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した（介護予防）特定施設入居者生活介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は次各号に定める事項に留意しなければならない。

- (1) 体調不良を感じた際は、すみやかに申し出る
- (2) 規則を守り、他の迷惑にならないようにする
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第 11 条 全室個室で介護居室であるため、一時介護室は設置していない。

(緊急時等における対応方法)

- 第 12 条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護等の提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する (介護予防) 特定施設入居者生活介護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するなど必要な措置を講じるとともに、その事故の状況及び事故に際してとった処置及び経過について記録する。
 - 3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

(損害賠償)

- 第 13 条 利用者に対する (介護予防) 特定施設入居者生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やか損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

- 第 14 条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護等の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
 - 3 非常災害対策として、入居者及び従事者に係る 7 日分の食料及び飲料水を備蓄する。

(衛生管理等)

- 第 15 条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護等を提供するに必要となる設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるなど、従業者の感染症等に関する知識の習得に努める。
 - 3 医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(苦情処理)

- 第 16 条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護等の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するための措置として、苦情受付窓口の設置及び苦情受付担当者を配置する。

- 2 事業所は前項の苦情を受けた場合には、事実関係の調査を行い、改善の措置を講じるとともに、利用者及び利用者家族に対して説明を行い、当該苦情の内容、処理経過等を記録する。
- 3 事業所は、苦情等にかかる記録について、管理者以下、事業所従業員間で共有し、同種苦情の再発防止に努めるとともに、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
- 4 事業所は、提供した（介護予防）特定施設入居者生活介護等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業所は、提供した（介護予防）特定施設入居者生活介護等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（個人情報の保護）

- 第 17 条 事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」等を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業所が得た入居者の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得る。

（秘密の保持）

- 第 18 条 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。
- 2 事業者は、従業者が退職した後も正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。
 - 3 事業者はサービス担当者会議等において、入居者及びその家族に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書により入居者及び家族の同意を得る。

（虐待防止に関する事項）

第 19 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（年 2 回）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現

に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第20条 事業所は、(介護予防)特定施設入居者生活介護等を提供するにあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は

身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、適正な手続きのもと、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。また、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講ずる。

- (1)身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3)介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的開催する。

(その他運営に関する留意事項)

第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
 - (2) 施設内研修 年12回
- 2 事業所は(介護予防)特定施設入居者生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アイ・エム・シーライフステージ取締役会と事業所管理者との協議に基づいて定める。

附 則 この規程は、令和8年4月1日から施行する。